



愛するふたりが、  
被害者と加害者に  
なってはいけない。



## DVを知っていますか？

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、  
配偶者やパートナーなど  
親密な間柄で起こる  
暴力のことをいいます。  
どんな事情があったとしても、  
暴力は、決して許される  
行為ではありません。  
DV(暴力)のない社会を築くために、  
まずは、DVのことを知ってください。



## これが DVです。

殴る・けるなどの  
身体に対する暴力だけが、  
DVではありません。  
パートナーを自分の思いどおりに  
支配(コントロール)しようとする  
態度や行動、これがDVです。



### 精神的暴力

怒鳴る、無視する、  
傷つく言葉を使う、  
親族との付き合いを  
制限するなど

### 身体的暴力

殴る、ける、  
髪をひっぱる、  
腕などを強くつかむ  
など

### 経済的暴力

生活費を渡さない、  
外で働くことを禁じる、  
家計を厳しく管理する  
など

### 性的暴力

性行為を強要する、  
避妊に協力しない、  
アダルトビデオを  
無理やり見せる など





行動をチェックしたり、親族とのつきあいを制限するなど、パートナーを束縛するような行為、また腕を強くつかむなど暴力を振るう行為はDVにあたります。



大声で怒鳴る、傷つく言葉を言うなど、パートナーにストレスをかけて精神的に追い込むような行為はDVにあたります。



生活費を渡さない、家計を厳しく管理するなど、経済的な自由を許さないような行為はDVにあたります。

## DVの影響

### 被害者に対する影響

- 身体に対する暴力は、あざ、切り傷、骨折などで被害者の体を傷つけ、時として死に至ることもあります。

- また、その他の暴力によってもPTSD(心的外傷後ストレス障害)をはじめ、うつ病、薬物・アルコール依存症を引き起こし、心の健康を害してしまつ人もいます。

### 子どもに対する影響

- DVのある家庭の子どもは、いつも暴力に怯え、不安や緊張を持ちながら、生活せざるを得ません。その結果、情緒不安定などのさまざまな心身の症状があらわれたり、トラブルの解決手段として、暴力を用いてしまつ子どももいます。

- 児童虐待防止法では、子どもの目の前で配偶者に暴力を振るうことは、児童虐待に当たるとされています。





それは、  
DVかもしれない。

パートナーからあなたに、  
こんなことはありませんか？

左のチェックリストで、

2人の関係を見つめ直してみましよう。



DVを受けていませんか？

- あなたを平手で打ったり、蹴ったりする。
- 刃物などを突きつけて、  
命の危険を感じるような恐怖を与えることがある。
- 「バカ」、「能なし」とののしり、無視する。
- あなたが友達や両親と交際するのを嫌がる。
- あなたの大事なものを壊す。
- 拒否しているのに  
性行為を強要する。
- 見たくないのに、アダルトビデオを見せたり、  
同じことをさせようとする。
- 生活費を渡さない。
- 「外で働くな」、「仕事をやめろ」と言う。
- パートナーの機嫌が悪くならないように、  
いつも神経を張り詰めて生活している。

## DVに 悩んでいたら？

DVは犯罪です。

たとえ相手が、配偶者やパートナー等  
身近な関係にあったとしても、暴力は犯罪です。  
どんな場合でも、どんな関係でも、暴力は許されません。



あなたは悪くありません

相手の暴力を、自分のせいだと思いこんでいませんか？  
「わたしが悪いから…」などと自分を責めないでください。

ひとりで悩まずに相談しましょう

「恥ずかしい」「家族に迷惑がかかる」などと感じて、  
自分ひとりで解決しようと思いませんか？

DVについて、さまざまな相談機関が  
あなたからの相談を待っています。  
今すぐ相談ください。

## 人から相談された 場合には？



じっくり話を聴く

相談機関に相談する

●「あなたは悪くない」「  
」よく相談してくれたね  
」と声をかけて、話を最  
後までじっくり聞いて  
ください。

●「どうして殴られたの」「  
」あなたも悪いのでは  
」などと、被害者を責める  
ような言葉は言わない  
でください。

DVには、さまざまな相  
談機関があることを伝え、  
そこへ相談するようアド  
バイスしてください。

相談機関は次のページへ



# DV・デートDVの相談機関・窓口

DV・デートDVに悩んでいる方は、今すぐ私たちにご相談ください。

北海道立  
女性相談援助センター

**☎011-666-9955**

平日…9:00～17:00 ・水 17:30～20:00

北海道環境生活部

☎011-221-6780

平日…9:00～17:00

総合振興局・振興局

平日…9:00～17:00

空知 ☎0126-25-5648

渡島 ☎0138-47-5789

オホーツク ☎0152-45-0500

石狩 ☎011-232-4760

檜山 ☎0139-52-5785

十勝 ☎0155-26-9029

後志 ☎0136-22-5838

上川 ☎0166-46-5081

釧路 ☎0154-41-1110

胆振 ☎0143-22-5286

留萌 ☎0164-43-0011

根室 ☎0153-24-5756

日高 ☎0146-22-2921

宗谷 ☎0162-33-3399

北海道警察各方面本部警察相談センター

☎#9110

24時間対応(相談専用)

札幌市配偶者暴力相談センター

☎011-728-1234

平日… 8:45～20:00  
土・日…11:00～17:00

札幌市男女共同参画室

☎011-211-3333

平日…8:45～17:15

旭川市配偶者暴力相談支援センター

☎0166-25-6418

平日…8:45～17:15

〔札幌市〕女のスペース・おん

☎011-219-7011

平日…10:00～17:00

〔函館市〕ウイメンズネット函館

☎0138-33-2110

平日…10:00～17:00

〔旭川市〕ウイメンズネット旭川

☎0166-24-1388

平日…11:00～16:00

〔室蘭市〕ウイメンズネット・マサカーネ

☎0143-23-4443

平日…10:00～16:00

〔帯広市〕駆け込みシェルターとがち

☎0155-30-1919

平日…14:00～17:00

〔北見市〕ウイメンズ・きたみ

☎0157-24-7293

平日…13:00～17:00

〔苫小牧市〕ウイメンズ 結

☎0144-32-0100

平日…11:00～16:00

〔釧路市〕駆け込みシェルター釧路

☎0154-32-7704

平日…13:00～16:00

※緊急時は110番通報するか、最寄りの警察署または交番に助けを求めてください。(24時間対応)

DV・デートDVがよくわかる  
特設サイトもCHECK!

[www.i-north.jp/stop-dv](http://www.i-north.jp/stop-dv)

ストップDV北海道

検索